

令和5年6月29日
原子力科学研究所

「原子炉設置の許可に係る変更について（届出）」に関する
核物質防護規定及び保障措置への影響について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（S T A C Y（定常臨界実験装置）施設）の原子炉設置の許可に係る変更（届出）に関する核物質防護規定（以下「P P 規定」という。）及び保障措置への影響の有無についての確認結果は下記のとおり。

記

1. 届出の概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づく届出の概要を以下に示す。

- (1) S T A C Y（定常臨界実験装置）施設における設計及び工事の計画の認可申請（使用済棒状燃料収納容器の製作）により申請した工事について、以下のとおり工程を変更する。
- ・工事の着工時期を「令和5年度7月上旬」から「令和6年度7月上旬」に変更する。
 - ・工事の完了時期を「令和6年度6月末」から「令和7年度6月末」に変更する。

2. P P 規定、保障措置への影響

(1) P P 規定：影響なし

（理由） 本届出は工事工程を変更するものであり、防護対象設備の追加等はなく、侵入防止対策に係る性能についても影響を及ぼさないため、核セキュリティ対策に影響はない。従って、P P 規定の変更も不要である。

- ・防護対象の追加等なし
- ・侵入防止対策に係る性能への影響なし

(2) 保障措置：影響なし

（理由） 本届出は工事工程を変更するものであり、監視装置の視野障害等や封印への接触等での損傷防止への配慮、保障措置に関連する設計情報の変更に当たらない。従って、本届出による保障措置対策への影響はない。

- ・既定の査察実施に支障なし
- ・監視カメラの視覚障害なし
- ・監視カメラの移設は不要

- ・環境サンプリングに支障なし
- ・入域制限措置不要
- ・設計情報質問票（DIQ）の変更不要
- ・保障措置実施手順書の履行に支障なし
- ・計量管理規定の履行に支障なし

以上